

青森県報

第三千三百九十号

平成二十三年
五月二十三日
(月曜日)

目次

告 示

- 軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し……………(税務課) ……一
- 青森県指定金融機関等の指定の一部改正……………(会計管理課) ……一
- 漁船保険付保義務の同意を求めめるための届出……………(県民地域局) ……二
- 漁船保険付保義務の発生……………(県民地域局) ……二

公 告

- 特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………(県境再生策室) ……二
- 右 同……………(同) ……三
- 右 同……………(同) ……三
- 右 同……………(同) ……四
- 右 同……………(同) ……四
- 右 同……………(同) ……四
- 右 同……………(同) ……五
- 右 同……………(同) ……五
- 県営土地改良事業計画の決定……………(農村整備課) ……五
- 建設業者の許可の取消し……………(西北地域局) ……六
- 右 同……………(同) ……六
- 出先機関……………(同) ……七
- 土地改良区の実務規程の認可……………(中南地域局) ……六
- 右 同……………(同) ……七

正 誤

平成二十三年四月六日定例教育委員会中……………

保文教
護化育
課財庁
…ハ

告 示

青森県告示第四百五十六号

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第四百四十四条の九第三項の規定により、次の者につき軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消したので、青森県県税条例施行規則(昭和三十四年五月青森県規則第六十一号)第十二条の五後段の規定により告示する。

平成二十三年五月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名又は名称	代表者の氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	指定取消年月日
青森総合流通団 地協同組合連合 会	藤本 和成	青森市大字野木字野尻三七の四 九八	平成三・五二六

青森県告示第四百五十七号

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号(青森県指定金融機関等の指定)の一部を次のように改正する。

平成二十三年五月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

第一号の表中

- 「東京支店 東京都中央区日本橋本町二丁目」を
- 「東京支店 東京都中央区日本橋室町四丁目」に改める。

青森県告示第四百五十八号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるための届出があったので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年五月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

届 出 事 項	指 定 漁 船 調 書 の 縦 覧
加入区の名 はちのへ 八戸市大字鮫町字日蔭沢一八番地九六 石 井 作 美 八戸市大字鮫町字下松苗場一四番地一六五 福 嶋 一 雄 八戸市大字白銀町字三島下七九番地四 関 川 昭 造	期 間 平成二十三年五月二十三日 から同年六月六日まで 場 所 八戸みなと 漁業協同組 合

青森県告示第四百五十九号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条の二第二項の規定による次の発起人の次の加入区に係る届出について審査した結果、同法第一百二十二条第一項の規定による同意があったと認めためたので、同法第一百二十二条の二第三項の規定により公示する。

平成二十三年五月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名	加 入 区 の 名 称
西津軽郡深浦町大字深浦字苗代沢八一番地二 森 長 保 西津軽郡深浦町大字広戸字家野上一 一番地四四 舟 木 初 夫 西津軽郡深浦町大字深浦字浜町三 三番地一 山 本 幸 宏	深浦

公 告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十三年五月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 特定役務の名称及び数量
- 二 平成二十三年年度環境不法投棄産業廃棄物の運搬・処分（焼却・溶融）業務一式
- 三 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
- 四 青森県環境生活部環境再生対策室
- 五 青森市長島一丁目の一
- 六 契約の方法
- 七 随意契約
- 八 契約の相手方を決定した日
- 九 平成二十三年四月十五日
- 十 契約の相手方の名称及び住所
- 十一 青森RER環境再生共同企業体
- 十二 青森市大字戸門字山部二八の八
- 十三 契約金額

七 一トン当たり三万三千円
随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項
第一号の規定を適用して随意契約によることとしたものである。

八 契約の相手方を決定した手続

予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方とした
ものである。

~~~~~  
特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令  
第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、  
同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十三年五月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 特定役務の名称及び数量

平成二十三年度県境不法投棄産業廃棄物の運搬・処分（焼却・焼成その1）業務  
一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県環境生活部県境再生対策室  
青森市長島一丁目の一

三 契約の方法

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

平成二十三年四月二十五日

五 契約の相手方の名称及び住所

八戸セメント県境再生共同企業体  
八戸市大字新井田字下鷹待場七の一

六 契約金額

一トン当たり三万五百円

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項  
第一号の規定を適用して随意契約によることとしたものである。

八 契約の相手方を決定した手続  
予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方とした  
ものである。

~~~~~  
特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令
第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、
同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十三年五月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 特定役務の名称及び数量

平成二十三年度県境不法投棄産業廃棄物の運搬・処分（焼却・焼成その2）業務
一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県環境生活部県境再生対策室
青森市長島一丁目の一

三 契約の方法

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

平成二十三年五月六日

五 契約の相手方の名称及び住所

奥羽クリーンテクノロジー県境再生共同企業体
八戸市城下四丁目二の五

六 契約金額

一トン当たり三万四千四百四十円

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項
第一号の規定を適用して随意契約によることとしたものである。

八 契約の相手方を決定した手続
 予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方としたものである。

~~~~~  
 特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十三年五月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 特定役務の名称及び数量

平成二十三年度県境不法投棄産業廃棄物の運搬・処分（焼却・焼成その3）業務一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県環境生活部県境再生対策室

青森市長島一丁目の一

三 契約の方法

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

平成二十三年四月十五日

五 契約の相手方の名称及び住所

マテリアル共同企業体

下北郡東通村大字尻屋字八峠一

六 契約金額

一トン当たり三万千五百円

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項第一号の規定を適用して随意契約によることとしたものである。

八 契約の相手方を決定した手続

予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方とした

ものである。

~~~~~  
 特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十三年五月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 特定役務の名称及び数量

平成二十三年度県境不法投棄産業廃棄物の運搬・処分（最終処分その1）業務一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県環境生活部県境再生対策室

青森市長島一丁目の一

三 契約の方法

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

平成二十三年五月二日

五 契約の相手方の名称及び住所

三戸ウエイストパーク県境再生共同企業体

埼玉県さいたま市大宮区大成町二丁目二四の一

六 契約金額

一トン当たり二万円

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項第一号の規定を適用して随意契約によることとしたものである。

八 契約の相手方を決定した手続

予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方としたものである。

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十三年五月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 特定役務の名称及び数量
平成二十三年度県境不法投棄産業廃棄物の運搬・処分（最終処分その2）業務一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県環境生活部県境再生対策室
青森市長島一丁目の一
- 三 契約の方法
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日
平成二十三年五月六日
- 五 契約の相手方の名称及び住所
青森クリーン共同企業体
むつ市大字奥内字一又二一
- 六 契約金額
一トン当たり二万二千元
- 七 随意契約の理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項第一号の規定を適用して随意契約によることとしたものである。
- 八 契約の相手方を決定した手続
予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方としたものである。

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十三年五月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 特定役務の名称及び数量
平成二十三年度県境廃棄物浸出水処理施設運転・維持管理業務一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県環境生活部県境再生対策室
青森市長島一丁目の一
- 三 契約の方法
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日
平成二十三年四月一日
- 五 契約の相手方の名称及び住所
クボタ環境サービス株式会社東北支店
宮城県仙台市青葉区本町二丁目一五の一
- 六 契約金額
七千三百四十五万八千円
- 七 随意契約の理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項第一号の規定を適用して随意契約によることとしたものである。
- 八 契約の相手方を決定した手続
予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方としたものである。

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、田山堰地区の県営土地改良事業（ため池等整備事業（用排水施設整備））計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年五月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 縦覧に供する書類
- 二 縦覧の期間
平成二十三年五月二十四日から同年六月二十日まで
- 三 縦覧の場所
黒石市役所

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十三年五月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社丸重組
- 二 代表者の氏名 富田 名重
- 三 主たる営業所の所在地 西津軽郡鰺ヶ沢町大字本町一〇六
- 四 許可番号 青森県知事許可（特 一八）第〇〇一三四一号
- 五 取消年月日 平成二十三年四月十八日
- 六 取消しに係る建設業の許可
造園施設工事業に係る特定建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成二十三年四月十五日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十三年五月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社ファイン
- 二 代表者の氏名 古坂 丈二
- 三 主たる営業所の所在地 五所川原市大字小曲字沼田二四の三
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 一八）第七〇〇五七号
- 五 取消年月日 平成二十三年四月二十五日
- 六 取消しに係る建設業の許可
大工工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成二十三年四月七日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の管理規程の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第五十七条の二第一項の規定により、六羽川土地改良区の滝本堰頭首工管理規程を平成二十三年五月十日認可したので、同条第四項の規定により、その概要を次のとおり公告する。

平成二十三年五月二十三日

中南地域県民局長 川 村 昌 廣

滝本堰頭首工管理規程の概要

- 一 放流及び取水に関する事項
管理責任者は、適正水位によりかんがい用水の取水を行い、毎年四月一日から九月一日までのかんがい期間にあつては、頭首工から受益地に必要な水量を取水するものとする。
- 二 施設を操作するため必要な機械、器具等の点検及び整備に関する事項
管理責任者は、当該施設を操作するために必要な器具及びこれに必要な資材を

常に良好な状態に保つための点検及び整備を行わなければならない。

三 干ばつ、洪水時その他緊急事態における措置に関する事項

管理責任者は、洪水のおそれがあるときは、関係機関との連絡及び情報の収集を密接に行い、頭首工の操作に万全を期するものとする。干ばつ時には、頭首工の水位及び頭首工地点における取水状況を理事長に報告し、その指示により措置するものとする。

四 その他施設の管理に關し必要な事項

管理責任者は、管理日誌を備え、当該頭首工の管理に係る事項を記録しなければならない。

土地改良区の管理規程の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十七条の二第一項の規定により、六羽川土地改良区の前田堰頭首工管理規程を平成二十三年五月十日認可したので、同条第四項の規定により、その概要を次のとおり公告する。

平成二十三年五月二十三日

中南地域県民局長 川 村 昌 廣

前田堰頭首工管理規程の概要

一 放流及び取水に関する事項

管理責任者は、適正水位によりかんがい用水の取水を行い、毎年四月一日から九月一日までのかんがい期間にあつては、頭首工から受益地に必要な水量を取水するものとする。

二 施設を操作するため必要な機械、器具等の点検及び整備に関する事項

管理責任者は、当該施設を操作するために必要な器具及びこれに必要な資材を常に良好な状態に保つための点検及び整備を行わなければならない。

三 干ばつ、洪水時その他緊急事態における措置に関する事項

管理責任者は、洪水のおそれがあるときは、関係機関との連絡及び情報の収集を密接に行い、頭首工の操作に万全を期するものとする。干ばつ時には、頭首工の水位及び頭首工地点における取水状況を理事長に報告し、その指示により措置するものとする。

四 その他施設の管理に關し必要な事項

管理責任者は、管理日誌を備え、当該頭首工の管理に係る事項を記録しなければならない。

正

誤

教育庁文化財保護課

平成三〇・四・六 第三三七二号	発行年月日 発行番号
教育委員 会告示	区 分
第二号	番 号
六	ペ ー ジ
下	段
表 中	行
弘前市大字浜の町西二 丁目五の二	誤
弘前市大字浜の町西二 丁目五の二	正

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号 青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町一丁目番七
七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭